

# 三重とこわか国体・三重とこわか大会 実行委員会

## 第3回 常任委員会



とこまる

三重とこわか国体  
ときめいて人 かがやいて未来 2021  
三重とこわか大会

第76回国民体育大会

第21回全国障害者スポーツ大会



令和2年10月14日(水)

三重県勤労者福祉会館 講堂



# 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 第3回 常任委員会 次第

期日：令和2年10月14日（水）

時間：13：00～13：30

場所：三重県勤労者福祉会館 6階講堂

## 1 開会

## 2 会長あいさつ

## 3 審議事項

（第1号議案）

三重とこわか国体・三重とこわか大会 開・閉会式会場の変更について（案） P 3

## 4 閉会

### 【参考資料】

○三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 会則 P 4

○三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 常任委員会名簿 P 9



## 三重とこわか国体・三重とこわか大会 開・閉会式会場の変更について (案)

### 1 変更内容

	変更前	変更後
会場	三重交通G スポーツの杜 伊勢（陸上競技場）	三重県総合文化センター （大ホール）
会場地	伊勢市	津市
収容人数	19,067人 （陸上競技場）	1,903人 （大ホール）
主要施設	陸上競技場 体育館 多目的広場 等	大ホール 中ホール 小ホール ギャラリー 等

### 2 変更理由

コロナ禍においても、「選手ファースト」、「安全・安心な大会運営」、「両大会で掲げてきた価値の新たなかたちでの創造」を実現できる開・閉会式を開催できるようにするため。

(参考)

10月15日 （公財）日本スポーツ協会国体委員会で審議・決定予定

## 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 実行委員会は、第76回国民体育大会（冬季大会を除く。）及び第21回全国障害者スポーツ大会（以下「両大会」という。）を三重県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

#### (事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 両大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 両大会における実施競技及び会場市町に関すること
- (3) 両大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 両大会開催及び準備のための経費に関すること
- (5) 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、関係競技団体、その他関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること
- (6) その他両大会を開催するために必要な事業に関すること

### 第2章 組織

#### (組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町を代表する者
- (2) 県及び市町の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者及び役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他両大会の開催に必要な事業に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

#### (役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名以上10名以内
- (3) 常任委員 30名以上50名以内
- (4) 監 事 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、三重県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合において、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が指名する。

- 4 総会は、次の事項について審議し、決定する。
  - (1) 会則の制定及び改廃に関する事
  - (2) 両大会開催基本方針に関する事
  - (3) 事業計画及び事業報告に関する事
  - (4) 予算及び決算に関する事
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事
  - (6) その他重要な事項に関する事
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長が指名する。
- 6 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関する事
  - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関する事
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事
  - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関する事
- 7 常任委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を、必要に応じて次の総会に報告する。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員において準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 第8条の規定は、専門委員において準用する。
- 5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が別に定める。



## 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

#### 附則

- 1 この会則は、平成24年8月31日から施行する。
- 2 準備委員会の平成24年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、準備委員会が設立された日から始まり、平成25年3月31日までとする。

#### 附則

- 1 この会則は、平成30年7月23日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第76回国民体育大会三重県準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則施行の際、現に制定されている第76回国民体育大会三重県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第76回国民体育大会三重県準備委員会」とあるものは、「三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会」と読み替える。
- 4 この会則施行の際、現に制定されている第21回全国障害者スポーツ大会三重県準備委員会の方針、計画は、実行委員会の方針、計画とする。

## 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 常任委員会名簿

委員長 1 名、副委員長 9 名、常任委員 46 名 計 56 名 令和 2 年 10 月 14 日現在  
(敬称略、順不同)

役職名	所属機関・団体・役職名	氏名
委員長	三重県知事	鈴木 英敬
副委員長	三重県議会議長	日沖 正信
	三重県市長会会長	竹上 真人
	三重県町村会会長	西田 健
	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	向井 弘光
	三重県障がい者スポーツ協会会長	前田 浩司
	三重県副知事	廣田 恵子
	三重県副知事	稲垣 清文
	三重県危機管理統括監	服部 浩
	三重県教育委員会教育長	木平 芳定
常任委員	三重県議会総務地域連携常任委員会委員長	野村 保夫
	三重県議会スポーツ振興議員連盟会長	西場 信行
	三重県市町教育長会会長	中田 雅喜
	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	濱田 典保
	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	伊藤 歳恭
	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	梅村 光久
	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	石垣 英一
	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	加藤 公
	公益財団法人 三重県スポーツ協会副会長	宮本 ともみ
	三重県スポーツ推進委員協議会会長	馬場 宏
	一般社団法人 三重県レクリエーション協会会長	大川 吉崇
	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会会長	井村 正勝
	社会福祉法人 三重県厚生事業団理事	信田 信行
	三重県中学校体育連盟会長	山口 勉
	三重県高等学校体育連盟会長	野垣内 靖
	三重県商工会議所連合会会長	種橋 潤治
	三重県商工会連合会会長	坂下 啓登
	三重県中小企業団体中央会会長	三林 憲忠
	三重県経営者協会会長	原 恭
	公益社団法人 三重県医師会会長	二井 栄
	一般社団法人 三重県病院協会理事長	竹田 寛
	公益社団法人 三重県看護協会会長	西宮 勝子

常任委員	公益社団法人 三重県歯科医師会会長	大杉 和司
	一般社団法人 三重県薬剤師会会長	西井 政彦
	公益社団法人 三重県獣医師会会長	西山 治生
	公益社団法人 三重県観光連盟会長	竹谷 賢一
	三重県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長	木村 圭仁朗
	公益社団法人 三重県バス協会会長	竹谷 賢一
	三重県スポーツ推進審議会会長	鶴原 清志
	三重県防災対策部長	日沖 正人
	三重県戦略企画部長	福永 和伸
	三重県総務部長	紀平 勉
	三重県医療保健部長	加太 竜一
	三重県子ども・福祉部長	大橋 範秀
	三重県環境生活部長	岡村 順子
	三重県地域連携部長	大西 宏弥
	三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
	三重県地域連携部南部地域活性化局長	横田 浩一
	三重県農林水産部長	前田 茂樹
	三重県雇用経済部長	島上 聖司
	三重県雇用経済部観光局長	河口 瑞子
	三重県県土整備部長	水野 宏治
	三重県県土整備部理事	真弓 明光
	三重県企業庁長	喜多 正幸
	三重県病院事業庁長	加藤 和浩
	三重県警察本部長	岡 素彦



